



弁護士 近藤 智仁

相続財産清算人について

Q

私の土地に家を建てて住んでいた一人暮らしの借地人が亡くなりました。借地人には、子がいましたが、借地人と疎遠で、私が相続人である子に地代の請求と相続意思の確認を求めたところ、相続人全員に相続放棄をされてしまい、その結果、相続人がいなくなっていました。家の敷地には草木が生い茂り、隣家に迷惑をかける恐れがあるため、困っています。どうすればよいでしょうか。

- A. 1. 最近、「おひとり様」という言葉を耳にすることが多くなりました。そのような背景もあり、一人っ子かつ独身であった方が遺言書を作らずに亡くなる場合のように、初めから相続人がいないケースや、子などの相続人がいても、相続人との関係が希薄で、相続人全員が相続放棄をした結果、相続人がいなくなってしまうケースを多く見かけるようになりました。

民法は、このようなケースに直面し、対応に苦慮する被相続人の利害関係人が活用できる制度として、家庭裁判所が選任する「相続財産清算人」により相続財産を整理清算する制度を用意しています。「相続財産清算人」とは、従来、「相続財産管理人」と呼ばれていたもののうち、相続人不存在の相続財産の清算を目的として選任される者について、法改正により令和5年4月から「相続財産清算人」と名称が変わりました(民法958条の3)。

2. この制度を利用するには、被相続人の債権者や親族、成年後見人などの「利害関係人」による家庭裁判所への相続財産清算人の申立てが必要です(同法952条①)。申立てには、通常、数十万円から100万円規模の予納金を裁判所に納める必要があるため、この予納金の準備が申立てのネックになりますが、被相続人に100万円を超える預貯金がある場合や、相続財産清算人の換価業務により確実に一定規模の財産が確保できる場合は、多額の予納金がなくても相続財産清算人を選任してもらえることも多いです。

相続財産清算人は、官報公告を実施しながら、家庭裁判所の監督下で、被相続人の財産関係(資産や負債)や生前の契約等を調査、整理・管理し、適宜、家庭裁判所に報告するとともに、換価可能な財産を現金化し、債権者への負債の弁済に充てるなどの業務を担います。

また、生前、被相続人との関係が深いと認められる特別縁故者と呼ばれる者からの財産分与の申立てがある場合、その者に対して財産を分与する業務を行うこともあります。

そして、債権者への弁済や特別縁故者への分与をしても、なお財産に余剰がある場合、その財産を国庫に納付します。

この手続きに要する期間は、改正法によって従来より期間が短縮され、相続財産が債務超過にならない場合でも、およそ1年程度の期間(最低、9ヶ月以上は必要)があれば、手続きが完了することが多くなっています。

3. あなたの場合、地代の滞納が発生しているでしょうから、相続財産清算人を申し立てることができる「利害関係人」にあたりますので、借地上の建物を解体し、更地にするため、同制度の申し立てを検討してください。そして、被相続人に建物を解体し、更地にして返還できるだけの十分な財産が残されていれば、相続財産清算人に対し、土地を更地にし、返還するように請求してください。相続財産が十分になく、相続財産清算人がそのような費用を拠出できない場合は、問題を迅速に解決するため、相続財産清算人との間で、原状回復にかかる費用の一部または全額を自ら負担し、あるいは、自ら建物を除去して更地とするため、建物自体を引き取るなどの和解を結ぶことも選択肢として考えられるでしょう。

法律の専門家との慎重な検討が必要になりますが、問題を打開する解決方法として是非知っておいてください。